

## 第7回 逢初川土石流災害に係る行政対応検証委員会－議事録－

日 時	令和5年8月30日(水) 午前9時30分～	
場 所	県庁別館2階 第3会議室A	
出席者	経営管理部総務局長 経営管理部総務局参事 暮らし・環境部廃棄物リサイクル課長 暮らし・環境部盛土対策課長 経済産業部森林保全課長 交通基盤部砂防課長 交通基盤部土地対策課長	内藤 信一 清水 大全 片山 広文 望月 満 大川井 敏文 杉本 敏彦 福田 吉宏
議 事	・各法令に係る県の行政対応の検証に当たっての論点に関する意見交換 ①(6法令)	

### 1 開 会 (午前9時30分開始)

### 2 議事項目(これより内藤総務局長が議事進行を務めた。)

- ・各法令に係る県の行政対応の検証に当たっての論点に関する意見交換①(6法令)

### 3 議事の内容

#### ○内藤総務局長

ただいまから、第7回逢初川土石流災害に係る庁内検証委員会を開催します。

次第の1、検証対象の法令に係る県の行政対応の検証に当たる論点の意見交換を行いたいと思います。前回の会議までに、各法令の県の行政対応に関する事実関係などの確認が終了しましたので、今日の会議では、これらをこれから検証していくにあたっての論点を整理していきたいと思います。

前回までの事実確認結果を踏まえて、別添の資料のとおり、経営管理部でたたき台を作成しました。今日はこれを基に、意見交換を進めてまいりたいと思います。

この1ページ目を御覧ください。資料名が、「検証にあたり整理が必要な事項及び行政対応の妥当性等の検証に当たっての論点」というものです。この前段の検証にあたり整理が必要な事項というのは、資料の後ろの方、6ページ目にあるように、2の整理が必要な事項、土地改変行為の位置関係や、土地改変行為の時系列表だとか、それからその下の登場人物の一覧などです。

それからそれ以降は、各法令でしっかり考え方を確認、整理して、報告書に記載をした方がよいという事項について記載しました。これは後ほど説明するとして、資料の1ペ

一ツ戻っていただいて、最初に検証にあたっての論点について、意見交換をしていきたいと思います。

それではまずは清水参事から資料の説明をお願いします。  
砂防法について。

#### ○清水総務局参事

法律ごとに順を追って意見交換をさせていただけたらと思います。今回この検証にあたっての論点ということでまとめているのですが、皆さんに作成いただいた事実関係の整理ペーパーに盛り込まれていた論点と、8月23日までにやった事実関係の意見交換の中で出てきた話などを、そこを拾って論点ということでここに記したつもりなのですが、これが漏れているじゃないかとか、そういったことで御意見をいただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、まず砂防法から、資料をなぞるような形で、御説明させていただきます。この四角で囲んだところが、論点になるんですが、まず1ポツ目が、逢初川について、砂防指定地の指定を行った時の指定当初の指定範囲の考え方が、妥当であったかどうかというところ。これは逢初川と同一時期に砂防指定地に指定された河川が、全部で逢初川以外で6河川あったかと思いますが、資料を見ると、そのうちの5河川が面指定という形になっているので、面指定された他の河川と比較したときに、逢初川の指定地の考え方がどうだったというところを見てみる必要があるのかなというところで、論点の一つとして挙げています。

あと2ポツ目が、この逢初川については、当初の指定をした時に、今後溪流上部の荒廃状況だとか、山腹の崩壊等を勘案して、地権者の協議もあるんですが、面指定を進めていきたいという対応方針が示されているものですから、それと照らしたときに、砂防指定地の監視員等によって、砂防指定地の監視はずっと行われているのですが、この対応方針に照らした時に、砂防指定地の監視員による監視の状況というのは、適切であったかどうか論点になるのかなというところで挙げたところです。

それから3ポツ目が、これは砂防指定地の指定後の事情の変化ではないですが、指定した後の追加指定という観点で、伊豆山港の方に濁水が流出したタイミングというのは、確か公文書上は2007年、2009年くらいに、2回くらいだった。土木事務所が原因をたどったときに、逢初川源頭部の開発行為のところにあるんじゃないかという認識を持たれていたと思われるので、それを認識された時に、砂防指定地の指定区域の変更等についての検討をする必要がなかったのかどうかとか、そういったところの妥当性はどうかというところが、論点になるのかなというところで挙げたものになります。

主な論点は、この3ポツになります。あと、その下に書いてある再発防止の観点というところは、論点について検証していった時のその最終的なその再発防止に向けた観点というところで、これはさっきの意見交換の中で出てきたもの等ですが、1ポツ目としては、砂防指定地の監視員による監視業務の拡充であるとか、土石流危険溪流の定期的な現地確認の実施みたいなものというのも考えられるのかなという点があったので、1ポツ目

として挙げています。

あと2ポツ目が、これは実務要領にあったQAの、開発に対する砂防指定地の指定の関係のところの、問5と問6があることを踏まえてのものですが、下流域への濁水などの流出があった場合に、その原因をたどっていったら、上流の開発行為ということが明らかになった場合、どのように考え、対応するのかといった部分の対応を、あらかじめ考えておくということもあるのかなとして入れたところ です。

あと、一番下のポツが、これも意見交換の中で出た御意見で、基本的には県は進達についての権限があって、指定は国の方の権限というところで、県から国に進達を上げる際に、国が定めた基準の他に、県独自の基準として、こういう場合には進達をするといった基準も、砂防指定地の指定制度のところ で適切に分かりやすく運用していくために必要じゃないか、というよう なところ。県独自の基準のようなものも考えることがあり得るのではないかと、御意見として挙がっていたものですから、再発防止というところで、挙げてお きます。

砂防法については以上になります。

○内藤総務局長

はい、ありがとうございます。

今の説明に関して御意見がありましたら、御発言をお願いします。

○杉本砂防課長

これまで、本件の整備ということで議論をしてきた中で、確認してくださいとか、うちの方も全国的に確認しますとか、いろいろ話が出たと思うんですが、特に(1)の1ポツは、議論の中で出た内容かなと思ってますが、言いたいのはその時に確認しようねって言ったところの答えというか、皆さんに対する回答をいつ行うのかなっていうところがある中で、こういうような形で論点という形でぽんと出されてきたことが、ちょっとそのことが疑問というか、質問項目がいきなり論点として上がってくるっていうのが、どういう位置関係になって、どうしてここが論点になってるのかなっていうところ が一つ。で、だからこういう論点でもう少しさっきの回答も含めて皆さんで議論して、こうだったんだよねっていうところを詰めるためのものとして、事務局としては考えてるということとして、この3点を取りあげていただいたのでしょうか。

○清水総務局参事

そうですね。深掘していくっていうようなイメージでいいですかね。今、杉本参事がおっしゃられたところの、当時どうだったかというところのこのお答えをいただきながら、それが適当だったら適当だし、何か気になる点があるんだったらそこを書いていくという ような形になると思うものですから、論点としてあるんですが、今後さらに確認をしていく 事項というようなイメージで捉えていただければいいのかなと思うんですけれども。

○杉本砂防課長

特別委員会の報告書としてあがっている、砂防法とか土砂法の関係で、例えば砂防法でいうと、地権者の私権制限とエリアの安全性とを比較衡量してその判断が妥当であったとかいうのは疑問であるという問題提起とか、あるいは比例原則、それが適切な判断であるといえるのかとか、というような、この報告書に対する回答っていうのも合わせて、今回の検証の中に盛り込んでいく。そうであるんだったならば、ここで挙げてる論点というのは確認事項というのは、事実関係の整理で浮かび上がってきたものであるんだけれども、それプラス、特別委員会の報告書で挙げている課題についても、合わせて議論していくことになるんですか。

○内藤総務局長

例えば1ポツ目は、特別委員会から言われているのは、面指定の必要性が認められないと県は主張してるけれど、その判断が妥当だったのかというのに対してですね。じゃあ、それが妥当だったのかを検証するには、砂防課としては、指定範囲の考え方があるわけですね。だけど、面指定してるとこもあったりするものですからね。そこと比較をして、確かに逢初川は面指定をしなくても良かったんだという結果が出れば適切だったのかなど。ただ、例えば、逢初川を面指定しなかった理由は、森林区域が適切に管理されてるとか、他法令でしっかり管理されてるからという理由だったと思うんですが、他の面指定したところは、その森林法の縛りは全くないのか、とかですね、そういうことを比較して、確かに他のところは面指定が必要だったんだ、けど逢初川はしなくても大丈夫だったんだというのが確認できればそれはそれでいいです。一方で、その他のところについても、例えば、面指定したところについても、実は森林法とかと重複指定されていた、そういう状況があったとすれば、じゃあ逢初川だって重複して指定することも考えても良かったのではということになってくると思うんですね。そこを確認していきたいということです。だから、特別委員会の提言は範囲が大きいというか、そこを見ていくために、さらに細かいところ、こういうところを確認しなければいけないというのが今挙げた論点と考えていただければいいのかなど。

○望月盛土対策課長

今回、特別委員会で6法令の問題点というか、提起されているわけで、それを1個1個再検証して、その中でいろいろ議論して派生的に出てきたものについて、より踏み込んだ議論をしたいというのが一つこれになって、それ以上をもっと深追いしなければ検証はできないと、例えば資料がないよとか、市の権限に及ぶものとか、それはそこで1回区切って、もうそれ以上検証できませんよとか。証人喚問をしないと出ない、分からないよというような話をして、ある程度それで最終的にフィードバックして、今回、特別委員会の検証結果を考慮したよというストーリーに持っていったらどうですかね。

○大川井森林保全課長

そうですね。

○望月盛土対策課長

あまりにも議論が広くなりすぎてしまうというのもある。そうすると、限りなく広がりすぎてしまうから、あるところで区切らないといけないと思うんですよね。それは追々、今回検証する中で、これ以上やると、ちょっと違うところに入り込んでしまうので、思えばそこで区切っちゃうとか。ある程度、市との関係性をあげてくんだよね。

○杉本砂防課長

ここの自分のイメージは、法律の根幹をなすような提言を特別委員会で言ってるところもあって、法令を専門とする人がこの中にはいない中で、そういうところについての検証は多分難しいと思うので。だから、今、議長がおっしゃったような形でやるんだったら対応可能かなと思うんだけど、その比例原則は何ぞやとか、その私権制限との比較衡量した場合どうなんだという判断というのは、ここの委員会の中でその判断を下すことが非常に難しいなというか、できないなと自分は思っていたものですからね。

ですから、特別委員会からの疑問は難しいというところがある中で、今回のこの検証の方の論点をどう持っていかと行ったときに、議長から話したような話であればどちらかという整理しやすいなと思ったので、そういうことだったらできそうだなと感じました。僕らではちょっと難しいんです、砂防法のこれを言っているのが。それこそ弁護士さんとかにお願いしなければ、判断できないような。

○清水総務局参事

確かに。私権制限とかいうと憲法とか関わってきってしまう話になってしまうんですよね。

○杉本砂防課長

難しいですよね。だから、そういうふうに進み込んでいたら、また次の機会になってくると思うけど、この場では、そういう形でやらしていただく。

○内藤総務局長

比例原則によりというの、別に読み飛ばしても。要は砂防法で行為制限していなかったことが適切だったのかと、言ってるわけですよね。なぜ行為制限を行わなかったのかという理由として難波副知事が比例原則みたいなこと言ったんですが、砂防法で行為制限を行わなかったことが妥当だったかということを経験的に検証すればいいのかなど。

○杉本砂防課長

その時に、県の見解としてこれまで説明している手法というか説明の仕方としては、今、仰ったように、他法令で既に管理されている、許可を出して指導しているということに対して、あえてそこに砂防法をかけてまでやる必要性があったのか、ということは、県の見解として出しているんですよね。

○内藤総務局長

それはそれでいいんですけど。この1ポツ目の意味するところは、面指定した箇所も一方ではあって、そこがどうだったかということを見て、同じように他法令の規制がかかるような地域であるという場合だとすると、逢初川がなぜその理屈で面指定をしなかったのかを見ていかなければいけない。他の面指定をした箇所も、同じ時期にある。その状況をまず確認をしていただいて、そういう作業をやっていけばいいのかなと思います。

○杉本砂防課長

今やっています。整理してますので。

○片山廃棄物リサイクル課長

整理に当たってですが、この1番の前とか(1)の前とかでもどこでもいいんですけど、特別委員会の提言を頭を書いておいて、それに対してどう考えているかが分かると。その方が分かりやすいかなと。その提言以外にプラスアルファで、やらなくてはいけないとって検証しているところを。

○内藤総務局長

そうですね。まず、特別委員会の提言があって、例えば、それを都市計画法は、「業者への指導が適切だったか」という大きな提言なので、それを検証するために我々としてはもう少し細かい論点を、何点か挙げたということで、特別委員会の提言は大きな論点としてあって、それに連なる、その論点に応えるための小さな論点を何点か出していってそこを検証するというふうにしていきたいと。

○片山廃棄物リサイクル課長

そうですね。そんな感じにすると、検証しているということが分かると。

○内藤総務局長

なので、一応この砂防法のこの3点を特別委員会の提言から外れてるとは思っていないくて、特別委員会から言われたことを検証していくポイントとして我々としてはこの3点を挙げたということなんです。この3点はそれが違うということであれば、止めなきゃいけないですし、もっとこういう論点もあるってことであれば、それを御指摘いただきたいなと思っています。別に、これで決まりではないものですから、みんなで意見交換をしていって、より良い検証できるような論点を見つけていきたいと思っています。

○杉本砂防課長

論点がどちらかという四角で囲ったところで、この再発防止の観点というのは…。

○内藤総務局長

この検証をやって、例えばこういう課題、問題点があったということが出てきて、であ

れば、再発防止で今後はこういう対策も必要じゃないかということにつなげていきたいんです。そこを最初に、まだ検証前なんですけど、元々、前回、事実関係のペーパーの中でまとめというところで、いろいろ皆さん書いてくれたこともありますし、御意見をいただいたところもあったものですから今後はあがりのイメージとして、出したということであります。

○杉本砂防課長

再発防止という観点で言うと、砂防法という特定の法律に絞るのではなく、全体的なことを考えたときに、今、静岡の奥でも違反盛土があって、それが砂防の面指定であったところでそういうようなことが起きている、砂防法に指定したとしても、違反な事例が見られてることもあるので、砂防法にすればできたというのは、その事務手続き上は何かいろいろできたかもしれないけど、止めるということに対して本当に実働的にできたかどうかというと、クエスチョンマークがある。だから、いかに盛土の危険性などをみんなが共有できて対応することができたのかと、法律を適正にやらなくてはいけないんだけど、やる人の意識や意識改革というか、それもとても大事だと思うんですね。

だから、恐らくそういう、個々が、そういうような法律を持ってる人たちがそういう認識で危機感を持って取り組めば、最初の論点に戻っちゃうけど、別に砂防法をかけなくたっていいかとなっていたかもしれない。だから、かければ大丈夫だったということを胸張って言えるかということそうではないと僕は思うんですね。この委員会の再発防止策の一つとして、まずはそういうことが大前提であるのかなと思ってますので。全てが、何でもできる砂防事業ではないので。それを認識してもらって。

○片山廃棄物リサイクル課長

砂防指定したけど、そういったことが発生したという事例も検証の中で入れておくというのもどうですかね。

○内藤総務局長

今みたいなお話をまとめのところで最後に書く。砂防法としてできる限りはするけど、それだけじゃ駄目な場合だってあるんだと。

○杉本砂防課長

そうそう。各法律を一生懸命やるというのは確かにあるんだけど、その上の大前提のところはずれてると、取り扱いとかしっかり作った、提言のこういうのをいくらやっても、それを実際に実務の人間がどういう認識でやるかによって全く違ってきてしまう。ですから、再発防止策は分かりました。だから、今日はこの事務局で提案していただいた内容としてこの3点挙げていただいたんですが、今日のこれを受けて、砂防課としても、いやもうちょっとこういうのがあるよなどというのは、次回以降に皆さんにまた提言すればいいのでしょうか。

○内藤総務局長

そうですね。この場で、今資料出されて今何か結論を出せというのは難しいと思うので。またこれをよく見ていただいて、ぜひ検討していただきたいなと思います。

○片山廃棄物リサイクル課長

それともう1個いいですか。各法の中でさっき砂防課長が言ったのですが、職員の意識とか、他法令との情報共有みたいなどころって、各法でそれぞれ書いていく感じなんですかね。

○内藤総務局長

最初に総論みたいなものを、最初か最後かはわからないですけど、書くようにするのか、各法のところにそれぞれこう書いていくのか。ちょっとそのイメージはまだできてないのですが、何らかの形で入れていきたいなと思っています。

○杉本砂防課長

あと、全ての法律にも言えると思うんですけど、やってる本人からすると、当然間違っただことをやってるという認識がないんですよ。だからこういう視点でというところは、第三者的な人たちから、こういう点をもう少し整理しておいた方がいいよというところを言っていたくというのがやっぱり一番いいと思っています、それが今回、今までの論点整理をした上での、砂防法だとこの3点が、今、取り上げていただいたということですよ。だから、そうしてもらおうとある意味ありがたい部分もあるし、逆にちょっとこれ違うんじゃないのというのであれば、違うという形で、また次回のときに話をさせてもらおうということでもいいですよ。

○清水総務局参事

一応あれですね。今回の総務委員会に整理した論点などは、どうなるか分からないですが、見せるという方向で今、整理しようとしてるので、次回のときに、ある程度総務委員会に見せる内容というところを固めるような、そんなイメージかなと思っています。

○杉本砂防課長

だから、第三者の人にとってみてね、僕らみたいな凝り固まったような方法でいくんじゃない人を見たときに、今言ったように、こういう自然的なこういうようなところってやっぱり大事なかなと思うので、特にうちの行政手続きの再検証だから、どちらかという、そちらの人たちの意見をというのがすごく大事なかなと。

○内藤総務局長

他の皆さんも、また見ていただいて、もし自分の所管法令じゃないけど、砂防法のことなんだけど、こういう論点もあつたらいいんじゃないかというのがあれば、ぜひ意見をいただきたいですし、杉本参事(砂防課長)の方では、違うじゃないかと、おかしいねって



うのがあれば、ぜひご指摘をいただきたいなと思います。はい。では次は土砂災害防止法。

#### ○清水総務局参事

2ページにいていただきまして、土砂災害防止法につきましては、これちょっと特別委員会の提言そのものに近いのですが、伊豆山について基礎調査を始めてから警戒区域の指定までの間の対応というのは適切であったかというところ。これは、神奈川県との関係で、泉区を優先させたことであるとか、伊豆山の調査を一括して行おうとすればできた可能性もあるかもしれないけど、それはやっていないので、それがなぜか、その考え方が適切だったかどうかというところが論点になるのではということで挙げたものです。

2ポツ目が、危険性の周知というところで、特別委員会で出た意見を見ていくと、■■■■の方からは、あそこは土砂災害警戒区域に指定する必要がある場所だということ、県は逢初川は危険と認識はしていたはずなのに、何で上流の盛土について住民に情報を共有しなかったのかというところを、問題点として持たれているところがあるのかなというところがあったものですから、上流域で行われていた土地改変行為の情報とか、発生する被害の恐れ等の周知が適切に行われていたのか、土砂災害警戒区域の周知とともに、適正に行われたのかも、深掘しなくてはいけない論点というところで、挙げたものです。

あと、再発防止の観点、事実確認を整理していただいたペーパーの中に記載があるものを上げつつ、意見交換の中で出てきたものを入れているのですが、地形改変があった場合の、速やかな区域の見直しであるとか、土砂災害警戒区域は一通り指定は終わっているのですが、高精度の地図が出てきたものですからそういったものを活用して、新たな指定箇所の必要性があるところを洗い出して、結果が出てくれば、追加指定を行っていくというところが挙げられていたのでそれを入れさせていただいたということ、あとはやっぱり区域を指定するだけでは駄目で、やっぱり住民の方々に避難が必要なんだということが、意識を高めたり、そういう意識を持っていただくように考えを調整していただくところが必要というようところがあつたので入れたものです。

あとは住民への情報提供というところで、不適切な盛土情報の公表、あとはそれを踏まえた市町の避難計画の作成など、そういったところが考えられるのではないかという御意見があつたので入れました。以上です。

#### ○内藤総務局長

はい。今の説明について、御意見等ありましたらお願いします。

#### ○望月盛土対策課長

論点とは若干離れてしまってますけど、この前皆さんにメールした中に、まちづくり復興計画、ある有志の方が作って、その中に鳴沢川流域の土砂警、開発したことによって、流域というんですか、対象区域、エリアが広がってしまったというようなコメントが入

ってますね。何かというと、例えば今回C工区、D工区が開発されてしまったことによって、その下流のところが入ってしまったというのがあるんです。住民の方が心配をされている。おそらく今度の説明会というか、議論が出るのかもしれない。仮に出なかったとしても、話が大きくクローズアップされるのではないかなと思っているんです。若干離れてしまうけども、議論した方がいいのかなという気がしますけどね。

○内藤総務局長

はい。ありがとうございます。

○杉本砂防課長

鳴沢川の関係でしょうか。じゃあ、それ土砂警に指定しておけば……。何と言っているんですかでしょうか。

○望月盛土対策課長

実際にこの前に[REDACTED]が、指定の方が遅かった、開発の方が早かったと。

○杉本砂防課長

鳴沢川ですか。

○望月盛土対策課長

そう。ということで、防ぎようがない。当然それは整理しなければいけないが、それも当然皆さん知らないところもある。ただ、実際問題、指定を早くして、そのあとに実際に開発してるんですよ、現状。そうすると、開発することによって、いわゆる流出区域というんですか、それが大きく広がってしまう。

○杉本砂防課長

ああ。地形が改変されるからということね。

○望月盛土対策課長

ですので、今の開発を完全にやめてしまって、違法だから撤去しようということになれば、その区域も当然減る。

○杉本砂防課長

エリアが変わるということですか。

○望月盛土対策課長

下流のところのいわゆるマンションというか、別荘がありますが、そういうところには影響を及ぼさなかった可能性があるなどの話がある。

○杉本砂防課長

要するに、今は地形要件で土砂警などは指定してくるが、その地形要件が開発行為によって、自然地形から人工の地形になるため、エリアが変わるということですか。

○望月盛土対策課長

そうですね。

○杉本砂防課長

本来行かなかったところまで地形改変することになった可能性もあるということですか。

○望月盛土対策課長

開発をしたことによって広がってしまった。

○杉本砂防課長

広がってしまったと。あり得るね。それで、だから早く指定すればよかったということですか。

○望月盛土対策課長

だから、結果論にはなるんですけど。

○杉本砂防課長

でも、土砂警に指定したからといって、開発行為がゼロになるかというところではない。開発行為に対して、レッドゾーンは、ある程度の規制はかかるけど、イエローはかからない。

○望月盛土対策課長

規制というのではなく、いわゆる危険のエリアが広がってしまった。ただ、住民にとってみれば、開発されたことによって、リスクが高まってしまったと思われる。

○杉本砂防課長

そう。リスクの高い人家が増えたということ。

○福田土地対策課長

だから、開発をさせるべきではなかったのではないかとそういうことですよ。

○内藤総務局長

でも、その開発を土砂災害防止法では止められないんですよ。

○内藤総務局長

別の何かで止めるしかない。だから開発されて危険なエリアが広がったのであれば、その区域をしっかりと警戒区域に指定し直して、しっかりと知らせなければいけない、ということですか。

○杉本砂防課長

再発防止策の観点で1ポツ目がそういうことで、情報がくればすぐにでも見直しをするというところには繋がるんだけど、開発の有無とかというところへは、別の観点。そういう質問も来そうなんですか。

○望月盛土対策課長

だって、あの計画書に載ってましたよね。復興計画に入っているんですけど。メールしたものにね。

○杉本砂防課長

メールですか。

○望月盛土対策課長

見てないですね。

○杉本砂防課長

これですか。

○望月盛土対策課長

その4ページか5ページにある。

○杉本砂防課長

また、後から教えてもらいます。自分が思ったのは、この再発防止案の3ポツ目の不適正な盛土情報の公表っていうのは、自分のイメージはその不適正盛土情報の公表は、当然ながらその盛土対策課の方が公表すると思うんですよ。それを、この土砂法の関係の計画区域の人たちに、さらにこちらからも周知をするっていうところだと思うんですよ。公表っていう言葉が気になります。

○清水総務局参事

周知という方がよろしいでしょうか。

○杉本砂防課長

周知の方ではないかと思います。公表は違うかなど。

○内藤総務局長

周知ですね。いいですか、清水さん。

○清水総務局参事

はい。

○杉本砂防課長

あともう一点。地方の行政の前やった検証委員会の中で、一応これについては、再度やった方がいいよって再検証の必要性ありますよってというのが確かあって。住民の危険性の理解について検証の必要性が必要という。何か、あったんですけれども。

○清水総務局参事

この論点の中に入れた方がいいんですよ。

○内藤総務局長

論点2ポツ目の話ですか。

○清水総務局参事

2ポツ目に包含されるといえばそうだからというところをね。

○杉本砂防課長

そう。そういうふうに読めますので。

○内藤総務局長

三つ目は、要は被害の周知が適切に行われていたかということなので。土地改変行為の情報など。

○杉本砂防課長

しっかり情報を伝えていたかという視点で書けばいいですか。

○内藤総務局長

そうですね。

○杉本砂防課長

はい、分かりました。

○内藤総務局長

■■■■が一番言っていたのは、「2012年に土砂災害警戒区域にここが指定された

が、その時点で指定したということは、2012年の時点でここが危険だと県は認識していたはずだ。」と。一方で、難波副知事は説明の中で、盛土については、「2011年以降は、あそこは危険ではないと思っていました」みたいなことを言ったんですよね。「あの盛土は危険だということは、みんな2011年以降は思っていなかったから、だから何もしていないんだ。」みたいなことを。

○杉本砂防課長

それってあれですよ。引継ぎとか何もされないで来ていて、だんだんと自然に戻って行って、ああいうような緑化がされた盛土を見ると、それを見れば危険だという認識がなくなっていったということによろしいですよ。

○内藤総務局長

そうです。認識がないということをお願いしていたのですが。一方で「2012年に県がその土砂災害危険区域、警戒区域に指定したということは、あそこは危険なところだと思っていただけではないのか。熱海土木が。だからそれは矛盾するのではないのか。」ということを、■■■■は言っていたんですよね。自然斜面だって言うのかもしれないけど、自然斜面が崩れるかもしれないってところにさらに盛土がされたら、より危険ということは、熱海土木が理解してなければおかしいんじゃないの、ということなんですけど。そういうことを仰ってました。だから、そういった事実がわかっているのであれば、住民に伝えなければ駄目なのではないか、というのが、■■■■の考えです。

○杉本砂防課長

それは、反論ではないけども、うちとしてはその辺は整理ができています。ただ、再発防止策の観点としては、■■■■が言ったような観点は非常に重要なと思うので、何かしらの、周知というところでは、しっかりやらなくてはいけないかなと。でも土砂法の元々の趣旨っていうところ、対象とする災害や現象というものからすると、あくまでも盛土は対象から外れてるというところがあるので、法律的に。

○内藤総務局長

それは一般の人からすると分かりにくいのかなと。一般の人からすると、ここは危険ですよと言われるわけですよ。それが自然の土が落ちてくるのが危険なのか、盛土が落ちてくるのが危険なのか、という区別は、住民の人にはないわけです。

○杉本砂防課長

ただ、そういう土砂が上から大量に流れてくれば、下流のある一定のエリアの人たちに危害が及ぶというところを周知するための法律なので、その土砂の発生源が何かというところで、盛土がある、ということは言ってもいいのかなと思う。

○内藤総務局長

結果として指定されているから、問題ないような気は私もするんですが、土砂の量が、盛土が50メートルも積み上がっている、ということは、入っていないですよ、最初。やはり、お知らせした方がいいということだと思います。

○杉本砂防課長

そうですね。それは今回の教訓としてある。

○内藤総務局長

土砂災害防止法の対応とは違うのかもしれないですよ。でもやっぱり、土木事務所が知ってるのであれば、しっかり、住民の皆さんを守らなければいけないので、伝えるべきだと思います。

○杉本砂防課長

やはり警戒避難体制の整備ということが、市が担当するところではあるものの、情報提供するのは、県であっても、当然、問題ないというか、やるべき内容だと思うので、そういうことは今回の災害を受けての新たな再発防止の一つとしては当然出てくるのかなど。

○望月盛土対策課長

ハザードマップの中に、盛土について入れてはいけないんですか。

○杉本砂防課長

ただ、盛土イコール悪ではないですよ。適切な盛土をすればいいんです。全部盛土が危険だと言ったら、たまらなくなっちゃう。新東名とかたくさん作ったけれど、全部悪になっちゃうんですよ。だからその取り扱いを、その発生原因のメカニズムの先生方の中でも XXXXXXXXXX が特にそこを言ってるんですね。だから、そういうふうな風潮になりつつあるので、すごく危惧していましたが、一律に盛土イコール悪というように考えてしまうということに自分は抵抗を感じます。

○内藤総務局長

不適切盛土が問題なのであって。

○杉本砂防課長

盛土情報っていうのは、何かマップがあるんですよ。

○望月盛土対策課長

不適切盛土のマップもあります。

○杉本砂防課長

ではなく、高盛土のマップみたいなものがあるのでは。

○望月盛土対策課長

いや、不法盛土というか不適切盛土。

○杉本砂防課長

不適切盛土マップはこの前に出しましたよね。その前に、もう以前から。

○望月盛土対策課長

それは、開発行為の大規模造成マップです。それは公表されている。あくまでも認可取ったものだから、安全性があると思うんですけどね。詳細は分からない。

○杉本砂防課長

例えばハザードマップに載せるんだったならば、どちらかといえば不適切な方だったならば有効かもしれない。

○内藤総務局長

その他に何かありますでしょうか。ではいったん、終わりにして、森林法をお願いします。

○清水総務局参事

まず1ポツ目、ざっくりしてはいるんですが、森林法は、D工区の無許可開発への対応と、その後の是正した後の林地開発許可申請の対応が適切であったかどうか、というところ。これは、大川井課長にまとめていただいた事実関係の整理ペーパーに記載のあった部分と、御意見があった部分をまとめると思うのですが、細かく見ていくと初動対応が適切であったかどうかと、復旧工事について、原形復旧の必要はなかったかどうか、というところ。あとは、都市計画法との比較の部分ではあるんですが、無許可開発を行った業者に対する、業者からの林地開発許可申請へ一連の対応が適切であったかどうか、というところ。

気になるところという言い方が変ですが、当時の林地開発許可申請の内容が、現時点で確認しても適正な内容であったかどうかなど、そういったところも検証という意味では、見る必要があるのかというところで、論点として挙げています。

2ポツ目は、立地開発許可申請に基づいて設置するとされていた仮設沈砂池について、完了検査が行われなままになってしまっているの、その辺りの対応が適切であったのかどうか。これは事業者の経営状況などが不安定であるというところが、何となく公文書上からも見えてくる場所があったのですが、そういった状況の事業者への接し方というか、対応の仕方がどうであったとか、あとは事業者に対して指導文書が発生したんですが、返戻をされている状況があり、その返戻以降、その事業者へのアプローチ



が減っていたところがあるので、その対応が適切であったのかどうか、というところを入れております。

すいません、今言ったのが3ポツ目ですね。返戻されて以降、事業者へのこのアプローチが減っている状況があるので、適切であったかどうかというところ。これは整理ペーパーにもあったのですが、その返戻された時点で中止命令の発出っていうことも考えられたんじゃないかといった点や、所在確認、事業者の所在確認ということが、できるようなタイミングがあったように見受けられるのですが、その辺りどうだったのかといったようなところの確認が必要なことかな、というところで挙げております。

あと、これはD工区に行われた行為の中で、土砂の搬入をしたというところがあるんですが、その中で、計画されている高さまで地盤を高くするということでの土砂搬入であれば問題ないのではという記載があったんですが、その辺り確認をされてるのかというところが、あるかなというところ。あとは、先ほどの事業中止に関係するところではあるのですが、          へ、事業承継がされているんですが、承継を容認するものではないのですが、承継をされたことについて、承継する前段として中止命令を行うことは、可能ではなかったか、そういった御意見もあったように思うものですから、論点の一つとして入れております。

あと、一番最後のポツは森林法に限ったことではないのですが、情報共有という面が多いのですが、関係機関との連携が適切に行われていたのかが論点になるかなと。

あと、再発防止の観点については、意見交換の中で出していただいたものですが、盛土規制法の運用が開始がされるような状況があるものですから、その運用開始に合わせた県独自の林地開発の規制も、これを機に、検討することを考えられるのでは、といった御意見があったので、ここに入れていきます。

○内藤総務局長

今の説明についていかがでしょうか。

○大川井森林保全課長

僕らが書いた論点と一致しているので、プラスアルファはあるのですが、そういう感じかなと思います。ただ最後の関係機関との連携はここだけには限らないかなと思います。

○清水総務局参事

そうですね。先ほど言ったみたいに、どこかで外に出してトータル的なものがというところがあると思います。

○大川井森林保全課長

この再発防止の観点のところなんですけど、この論点の中に書いてある仮設沈砂池の完了の確認ができてないとか、盛土が搬入されているんけれども、計画地盤までの高さだったら別に問題ないんじゃないか。ただ、それをしっかり確認したのか、ということ踏まえると、何が問題だったかというところ、許可したとおり、許可図面どおりに最後までできて

いたのかということをしっかり確認できていないところが問題ではないかと思うんですよね。そこは僕らが、連絡が取れなくなったときに、どう確認するのかということは、僕らの今後の課題かなと思うところがある。それが再発防止の観点にいったところに、問題点と、この県独自の林地開発規制の検討が、ちょっとずれてないかなというところも感じて。提案は提案でそうかという気がするんですが。

○内藤総務局長

許可通りにしっかりやってもらうことをどのように確認していくか、という、そこが重要な再発防止の観点として一つ。

○大川井森林保全課長

できていないんですよ、この時は。

○内藤総務局長

この時にはできていないけれど、今後、こういうことを取り組んでいくと出していきたい。検証をしてみて、そういった確認がしっかりできなかったよね、ということに多分なると思う。だとしたら、今度はしっかりどういった方法でというのは、私には分からないですが、それを打ち出していきたいということで、一点、加えていただきたいと思います。その1ポツ目の県独自の規制というのは、何て言うんですかね。

○大川井森林保全課長

結果から見ると、後から廃棄物を運んだ人がいたり、木くずまじりの土砂を運んだりとかということはあるのですが、許可を取ってしているものに対して、それ自体(許可自体)が悪かったのかというところがどうなのかなど。

○内藤総務局長

その許可のときに、もう少ししっかり見るような仕組みがあってもいいのではという。

○大川井森林保全課長

管理体制などでは思う。

○内藤総務局長

特別委員会の中で、委員が言ってるわけではなく、専門家の人でしたか。

○清水総務局参事

■■■さん、■■■。

○内藤総務局長

■■■さんなのか、どちらかが言っていたんですけど。「静岡県の森林法の規制では非

常に甘い」みたいなことを言われている。例えば開発にしても、1ヘクタールどこかで許可をもらい、次にもう1回やりたいという場合は、何年か空けろなどですね、そういうガイドラインでやってる県もあると。でも静岡県は即座に許可してしまったり、その辺が甘いのではと言っているのです、例えば他県の事例も見ていただいて、もう少し厳しい目でやってるところを参考にするなど、そういう検討をしていただいてもいいのかなと。まあ、結果論ですが、こういった業者が入り込んでしまったということからすると、今後はそういうことはないようにしたいなと思う。

○大川井森林保全課長

その条例化を考えた時に、熱海の問題が起こったときに、そこを当時の難波副知事から確認するようにということで、そういったものができるのかというのを確認するようにと言われた経緯がある。令和3年度に言われて、その有権解釈をする林野庁に確認しているのですが、林地開発許可制度で一定規模を超えるものを許可対象としているのは、森林の有する公益的機能の維持に相当の影響を与える開発行為を規制していくという趣旨であって、政令で定める規模ってというのは、1haですよ。全国一律に施行されるべき最高限度の規制を定めたものであって、条例により独自に規制することを排斥するものであると考えてるということも言われています。一方で、千葉県みたいなところもあつたりするのですが、これはどうなのかなというところはあります。

○内藤総務局長

今の御説明だと、基本的には全国一律ということですね。私も全部調べてるわけではないですが、その特別委員会の中でも■■■■の発言の中に、他の県ではもっと厳しいところがあるということを知っていたので。そこは確認していただけますか。

○大川井森林保全課長

そこは確認したいですね。

○内藤総務局長

確認をお願いします。

○大川井森林保全課長

もう一点、一番後ろのポツから1個前、■■■■から■■■■への事業承継を容認したことは適切であったのか、という言葉ですが、事業承継は届出なので。

○清水総務局参事

容認するものではないですね。だから勝手にやるものですよ。承継される前に中止命令などはあり得たのではないかという、そういう意味です。

○大川井森林保全課長

そういうことですか。

○清水総務局参事

逆に言えば括弧書きを表に出せばいいという感じですかね。

○内藤総務局長

そうだね。そこは、括弧書きのところを表に出して、容認というところは削除。関係機関との連携がというところはトータルのところで入れるように。

○清水総務局参事

ここは個別から外したらいいですよ。

○内藤総務局長

そうですね。再発防止は、1ポツ目はもう少しご検討をいただいて、2ポツ目として許可どおりにしっかり施工されているかというような。

○清水総務局参事

許可工事に対する管理体制の検討、みたいな。

○内藤総務局長

そうですね。そこは入れていきたいなど。

○望月盛土対策課長

資力信頼性ということは、いろいろ議論があったのですが、都市計画法は厳しいという話ですよ。盛土新法も厳しくなっていて、そのように確認しなさい、確認できなかつたら、不許可ということも当たり前になっている。一方で、森林の方は条例や規定がないとなったときに、同じ法律がかぶってる場合、申請は上がってきたときに、かたや許可する、かたや不許可です、という話になるので、それは何か改善をしないと、一定の規定とか、そういうものを設けないと、お互いに別々に申請して、かたや許可を下ろしたという話になってしまいますね。

○内藤総務局長

まさにその関係者との連携の部分だと思うのですが、森林法と都市計画法もそうですが、風致地区条例ですか、あちらの方でどんどん許可を出してしまっているということもあつたりして、そこも問題。だからこれは、今の話はそのトータルのところでどこかに記載したいと思っている。都市計画法も絡んでる場合は、都市計画の方で全体を見るのですか。

○福田土地対策課長

土地利用事業承認といって、5ヘクタールを超えるような開発計画ですと庁内の全関係部局で事前審査をします。そうではない案件は個々になります。

○内藤総務局長

5ヘクタールを超えるようなものだと森林部局なども全部ですか。

○福田土地対策課長

河川から道路から全部。全庁体制です。

○内藤総務局長

そうすると、望月課長が仰ったような、一方では許可を出して、一方では許可が出ないということはあるかないかということですか。

○福田土地対策課長

都市計画、森林、農地の3法に関しては、連携を取りながら同日付けで許可を出します。

○内藤総務局長

例えば都市計で許可がでなければ、当然、森林も許可しないということですよ。

○福田土地対策課長

おそらくそういう取り扱いがされているはずですよ。

○大川井森林保全課長

一緒に出しましょうという。

○内藤総務局長

ただ、5ヘクタール以上ですか。

○福田土地対策課長

それは関係なくです。3法は。

○内藤総務局長

関係ないんですね。

○望月盛土対策課長

ただ、都市計画などは市町村に下りているのですよね。市で許可を出して。例えば盛土条例、盛土新法がきたときに、そこは不許可ですとなっている。そういうこともあり得

るので、何か統一的なものが必要なのかもしれませんね。

○内藤総務局長

そうですね。開発があるところは都市計画法の所管部局というか、市ですよ。そこと足並みをそろえていくことをやっていかないといけない。逆に、森林法で許可していないけれど、都市計画で許可してしまったみたいな話もありましたよね。

○大川井森林保全課長

足並みを揃えてやってくることが一番いいですし、同時に許可を出すということも、そういう対応をしていくことが一番いいと思いますが、その法律の目的があって、要領もあって、事業者は一つ一つその法の許可をクリアしていくもの。例えば林地開発許可の中でも、河川に水を放流するのであれば、その河川の河川管理者の同意が必要だったり、あそこに何か作るんだったら、河川占用許可が必要だったりしますが、そういうことは事業者が一個一個クリアしていくものかなと、片方で思うところもある。そうすると、全ての法律が一個の法律でできればいいのではという話になってしまうので、それはいいですね。

○杉本砂防課長

ないですね。

○望月盛土対策課長

やっぱり連携して対応するということなのかなと思う。

○内藤総務局長

もちろんそうですね。

○福田土地対策課長

土地利用に関する普通の常識を持っていけば、他法令の許認可を絶対に気にするはずで、横連携をとってやるはず。他法令で引っかかるとわかっているならば、自分の法律も許可しないという、そういうやり方をするはず。

○内藤総務局長

今回、そういった連携をとっていないのではないかとされているので、森林法というより、全体的な問題として、どこかで触れていきたいなと思います。

○内藤総務局長

とりあえずよろしいでしょうか。では、都市計画法。

## ○清水総務局参事

都市計画法につきましては、まず1ポツ目が一番大きいかなというところですが、④区域の無許可開発と、⑤区域の許可違反に対して命令が出されていて、その後、命令などが解除されていますが、解除するに当たって、公文書等がないというところがあり、是正措置への対応は適切であったかという点で、これは森林法と同じようなところなんです。まず無許可開発の初動がどうだったか、あとはこの是正に当たって、防災工事申請書というものが、事業者サイドから出てきているのですが、その排水の設計や配置等が、現在見ても適当な内容なのかどうかは確認する必要があるのかなというところで、書いております。

あと、それも踏まえて、この申請に承認を出したのが適切だったのかと、あとは先ほど申したとおり、この是正措置についての完了検査がされてはいるとは思われるんですが、そのあたりを確認する公文書がないので、そのあたりが適切に行われたかを確認する必要があるのかなということで、記載しております。

防災工事申請では1ヶ月程度の工事だったと思うんですが、完了届が出てくるまでに1年半の期間を要していて、何らかの事情があったと思われるので、確認をしていく必要があるのかなというところで書いております。

2ポツ目が、先ほどの無許可開発事業者に対しての都市計画法の方は1ストライクでアウトという対応になっているので、それが悪いということではなく、こういう考え方や根拠にあるというところを、見せていく必要があるのかなというところで入れております。

3ポツ目が、④区域について、無許可開発の是正がされた後に、別の業者が許可申請を行い、開発行為を行っていると思うんですが、別の業者による開発許可申請に対する審査などが適正であったのか、その後に入ってきた業者による開発というのがあまりよくない状況があるので、事業者の審査等も含めて、適切であったかどうかというのは確認する必要があるかなということで入れております。

めくっていただいて1ポツ目なんですが、④区域の開発許可申請に係るところが、県に許可申請が上げられて、熱海市への権限移譲後に、市が許可を出している状況があるので、事案の引き継ぎなどが適切に行われたかというところを確認する必要があるのかなということで入れております。

次のポツが、これは権限委譲そのもので、市に移譲された直後に市が許可するようなタイミングがあったので、市の体制が整うまで、県として積極的に支援する必要があったんではという観点で入れております。

次と次のポツにつきましては、公文書を見ていく中で、谷に伐採木が積まれていて、埋められる恐れがあるとか、市道脇に廃棄物が置かれていて、埋められる恐れがあるというような認識を持っていたことが読み取れるので、このことに適切に対応したかというところを確認する必要があるかなというところで、入れております。

一番最後のポツは、これまでの意見交換の中で、あったこととして入れたのですが、④区域が拡大するときに、鳴沢川については、断面が確保されているのでそのまま流しても問題はない、というところだったのですが、鳴沢川に至る排水施設というのが、当初の設計だと開発区域が広がったときに、容量が不足するような状況があるのではないかと

いうところで、その対応が、適切に行われているかを確認する必要があるかなというところで、入れております。

あと、再発防止の観点で、一番最初のポツは、逢初川源頭部の開発行為のスタート地点が、⑤区域から始まって④区域というようなところから始まっているところがあるので、④⑤区域で、良くないことが起きたとき、その時点で断固として排除する形をとっていれば、一連の開発を未然に防ぐことができたのではないかという話があったので、発防止の観点というか、この区域への行政対応の検証の締めとしては、そういうような言い方もあるのかなというところで入れたものです。

次のポツは、まさしく再発防止の観点で、開発の許可申請の中で、現状は残土や伐採木をどうするかというところを求めるような形にはなっていないのですが、再発防止という観点で考えたときには、その処理先も確認するような改善が考えられるのではないかというところで、御意見があったので入れております。

あとこれは都計法だけで捉えてしまうと、市町に権限委譲されていますが、過去の都計法の許可を受けた開発行為は、許可をされて以降、先方から完了届が出てくるまでは、現地等の確認は行っていないような状況があったと話があったので、許可後から完了するまでの間に、何らかの形で申請どおりの工事がされているかどうかを確認するような手順も盛り込むことも考えられるのではないかということで入れております。

最後のポツは、都市計画法の行政対応の手続きを見ていく中で、知りたいところの公文書がちょっと少ないような状況があった。都計法に限った話ではありませんが、公文書の保存等の一定のルール整備は、触れる必要があるんじゃないかというところで入れたものです。以上です。

○内藤総務局長

いかがでしょうか。

○福田土地対策課長

はい。特別委員会の提言は大きく分けて二つあって、一つが無許可開発業者への指導が適正であったのか、もう一つが権限移譲後の技術的助言が適正に行われていたのかで、最後のポツはちょっと膨らんでいるところですが、1ポツ目、2ポツ目、3ポツ目もおそらく途中までは、無許可開発業者への指導に関わるのかなと思います。

聞きたいのは、1ポツ目の一番最後にD81に記載の「雨水対策」への対応の有無と書いてありますが、D81とは、④にも⑤にも含まれない、                    がよく「黒い家」と言っていた、あそこに関する点なんですよね。これを含めるのでしょうか。

○清水総務局参事

これは、なぜ入れるんだっけ。

○福田土地対策課長

確かに一番下に、「現状からすると雨水排水等の対策を行わないと問題が生じる可能



性があるので、宅造法～」と書いてある。

○清水総務局参事

正直この雨水排水対策は、まさにここの土地のことを言っているんですかね。

○福田土地対策課長

④区域とか⑤区域という大きな話ではないと思います。ただ、④区域に影響があるんじゃないかと言っているのかもしれませんが、これだけですとちょっとよくわからないですね。

○内藤総務局長

これは、崩れるところに影響したかどうかですね。これは④だろうが⑤だろうがではなく、この対策をしっかりとやらなかったことによって、結局あの災害につながってるかもしれないのかどうか。

○福田土地対策課長

そういうことを言う■■■■がいますからね。

○内藤総務局長

いずれにしてもこれは聞き取らないと確認できない部分なんですよね。

○福田土地対策課長

分らないです。というのも、都市計画法のほとんどの部分が、結局、当時の担当に聞かないと分らないところばかりなので。

○内藤総務局長

厳しいですもんね。それは。

○福田土地対策課長

2ポツ目のところですが、無許可開発業者への対応の中で、さっきから話に出ている資力信用の信用の部分で、都計法に関しては無許可開発をしたような業者、違反をしたような業者は、信用なしということで許可を与えません、変更許可も認めない対応をしているけれども、これは厳格で適正な対応をしていたという自負があります。

○清水総務局参事

ですので、逆に言うと、そういう検証結果でもいいのかなと。当時排除しようとして。

○内藤総務局長

この問題は、駄目だよと言っているながら、名前変えてくれればいいみたいなことを

言ってしまうているから。

○福田土地対策課長

そう。ポツリと言ってしまうているんですよね、当時の担当者が。

○内藤総務局長

そういうことを言ってよかったのか、ということをお願いしたいんですよ。

○福田土地対策課長

そういう捉え方でいいんですか。

○清水総務局参事

可能性としてはあるかもしれない。聞かれたら多分そう答えざるを得ないと思う。

○福田土地対策課長

そうなんですよ。訴訟などの可能性まで考えると、なかなか第三者に変わったときまで排除できないというのがあり、言ってしまったと思うんだけど、わざわざ自分から言うことないのにと、読みながら思った。

○片山廃棄物リサイクル課長

あと、この話だと思いますが、何か措置を解除したとかというのって。

○福田土地対策課長

措置命令の解除ですか？

○片山廃棄物リサイクル課長

あれは、都市計のところの話ですか。

○福田土地対策課長

そう。

○片山廃棄物リサイクル課長

そこは、厳しく指導したというところと同じにやっていくのですか。それとも別ですか。

○福田土地対策課長

厳しくない方の話になります。結局、その土砂の流出防止措置の内容が適正であったかということが、ここに書かれてるのですが、そこに関わってくる。

- 片山廃棄物リサイクル課長  
措置を解除したという権限は市ですか。
- 福田土地対策課長  
その段階は県です。
- 片山廃棄物リサイクル課長  
県なんですね。
- 内藤総務局長  
17年ですもんね。確かそうですね。
- 福田土地対策課長  
そうですね。そこはまた後の方で出てくる話ですよ。
- 清水総務局参事  
命令解除してるのが17年なので。
- 片山廃棄物リサイクル課長  
この視点ってあるのでしたか。解除したか、みたいな。
- 清水総務局参事  
是正措置への対応が適切であったか、ですよ。そこがちょっと公文書がなくて状況が分からない。
- 福田土地対策課長  
元々の防災措置の内容云々という話がそもそもある。
- 片山廃棄物リサイクル課長  
分かりました。了解です。
- 福田土地対策課長  
信用なしで開発事業者として復活できないことに関しては特にいいですよ？その部分は。
- 清水総務局参事  
そこはきちんと対応をしているという見方もあると思うので。

○内藤総務局長

しっかり対応している一方で、名前が変わればいいみたいなことを言ってしまうことはいかがなものかと。

○福田土地対策課長

そういう捉え方でいいんですよね。はい、わかりました。次は7ポツ目で、廃棄物の話のD001、これは⑤区域の話です。

○清水総務局参事

④と⑤の区分けが難しいなと思って。

○福田土地対策課長

公文書上、一見すると④か⑤かわからないのですが、これは⑤区域ですね。

また、一番下のポツは、④区域が結局広がったために⑤区域の排水の機能に問題が生じることは、熱海市が判断する話で、これもどうするのかと思いました。

○清水総務局参事

④区域のこの区域の拡大を認めるときの判断になるということですか。

○福田土地対策課長

そうです。

○清水総務局参事

市の部類になるのですね。

○杉本砂防課長

その排水施設の流下能力みたいなもののチェックを本当はしてもらいたいと思ってます。

○福田土地対策課長

⑤はね。

○内藤総務局長

そこを彼は追求してきている。昨日電話があった。

○福田土地対策課長

■ですか。

○杉本砂防課長

そう。その被災当時の排水施設の状況写真を求められているので。その確認で、いつもらえますかというところ。開示請求で、写真は渡しているのですが、どれがどうかわからないからということもあって。

○望月盛土対策課長

これは検証の根幹をなすことだと思うんだけど、元々ABは県がやっていたので、県が完成まで見届けた。C工区は一部土を盛ってくる段階で指導が入り、最終的に市に移管した。E工区は完全に市の権限で市が審査して、完成まで至っている。まあ、D工区は一部県が入っているんだけど。

○福田土地対策課長

市でいいですよ。Dは完全に市です。

○望月盛土対策課長

そうすると、その過程でどのような審査過程だったかや、排水などは、我々は一切データ、情報がない。

○望月盛土対策課長

最終的に土地改変して、流域を変更してしまったと言う人がいますが、その審査過程とか情報は一切何もない中で、情報開示をしろと言っても、所詮無理な話なので、はっきりここについては県の権限で情報持ってるから、今回特別委員会の再検証をしましたと。ここについては、権限が何もなくて情報がないので、議論の対象外です、というように明確にしておかないと、そこから漏れたんじゃないかと、断面を検証しろと言われたとしても、情報が何もない中で、県が検証する立場ではないということなので、それを明確にしておかないといけないんじゃないかなと思うんだけどね。

○内藤総務局長

この中でそういうこともしっかり。

○望月盛土対策課長

県がやっているのではないかと、とかそういう感覚に陥ってる人がいるので、県が当然上位官庁だからやれという話だと思うんだけど、全て情報が何もないんですよ。

○内藤総務局長

でも、どこかに触れないと。

○望月盛土対策課長

だからそれを検証している中で、これ以上は検証はできない、資料が何もないからで

きない、それがなぜかという、市に権限が委譲されてるからとか、そういうことを明確に書いておいた方がいいんじゃないかなと思うんですけどね。

○福田土地対策課長

お題目だけを書いて、これは市の話ですという書き方をするのか、そのお題目自体を外すのか、どちらにするかですけどね。

○内藤総務局長

結構いろいろ言ってくるので、しっかり説明した方がいいのかなという気がしていて。

○福田土地対策課長

では、テーマだけ書きますか。ただし、これは市ですよ。

○内藤総務局長

そうですね。よく確認したところ、県にはこんな文書も残っていないし、権限もなかったと。

○片山廃棄物リサイクル課長

いつの時点のときに県に権限があって、いつのときに引き継いだかという、単純なその時系列や権限一覧とかが。

○福田土地対策課長

それは10月18日の記者発表時の一覧表の中で分かる。

○片山廃棄物リサイクル課長

あ、そうなんだ。10月18日ね。

○清水総務局参事

検証報告書の最初のところで、都市計画法は平成18年3月までの県の行政対応と、平成18年の権限移譲後は、権限移譲後の支援を検証対象とする形で、場合分けじゃないですけど。

○望月盛土対策課長

これとはまた別の話として、P盛土というのがある。まさにそれと同じ話なんですよ。P盛土は誰が施工したのかという情報が何もないんですね。代執行は明らかに当時、■が計画を出して、そこで不法盛土をした。それ以上に誰かが盛土をしたというのは情報としてあまりないんです。

○望月盛土対策課長

だから代執行は■■■■に対してしている。ただその上のP盛土については、誰がやったのかというのは皆目見当がついてない。いろいろな情報があるんだけど、それを証拠っていうものが何も無い。だから代執行ができていないというのが原因です。それを今後撤去しようという話が必ず出るが、それを県がやるべきか、県がどのような法律でやるべきかというのが、今は何も無いんですよ。なので、そこも本来は明確にしておかないといけないと思う。

恐らく当時、熱海市のまちづくり条例に基づいて許可は出していないんだけど、そこで施工をさせてしまって、切り盛りをさせてしまって谷の方に埋めたんだらうなという想定はつくのですが、そのあたり県の方にも情報は来ていない中で、調査しろというのも筋違いなのかなど。それは明確にしておかないといけないと思う。

○福田土地対策課長

例えばあの■■■■がまちづくり条例で審査承認されてるんだけど、それは市の中で残っているのですか。まちづくり条例関係の書類って聞いたことないですか。

○望月盛土対策課長

いや、まちづくり条例があること自体もあまり分かっていなくて、どういう計画だったのか我々は把握していない。写真を見ると、P盛土が元々、緩傾斜の緩い山だったので、それを切って、土を谷に埋めてるような形跡はあった。

○福田土地対策課長

まちづくり条例の承認をもらってやっていたということですか。

○望月盛土対策課長

どうなんですかね、そこは分からない。

○片山廃棄物リサイクル課長

その文章はどこ文書ですか。

○福田土地対策課長

市のまちづくり条例。

○内藤総務局長

今の関係は、都市計画法のところで記載されてるんですか。また別の話ですよ。

○望月盛土対策課長

自分が法律に関わってるからね。

○内藤総務局長

排水の関係はそこでしっかり明らかにする。

○福田土地対策課長

そうですね。残すけれども、答えられませんと。

○内藤総務局長

P盛土のどこに書くかというのがありますね。ペンディングで。

○清水総務局参事

P盛土は⑥区域が入っているところでしたよね。

○望月盛土対策課長

長い期間、いろいろな法律が出入りしているので、産廃は一応最後なんだろうけど。

○片山廃棄物リサイクル課長

産廃をそこに置かれたというのは、そういう土地になっていたということなのかなと思うんですけどね。

○内藤総務局長

特別委員会で、■■■■さんが、「発災したところ2メートルすぐ横に排水施設があるんです。本来であれば熱海市に移管されて、熱海市が管理するのであれば施設自体も正常に機能していた可能性があるんですけど、その移管作業自体が行われていないために長年放置されて、実際機能していなかった可能性も高い。これが機能していなかったということになると、開発行為のその許認可のあり方ということになり、本来の許可権者が最初は県になりますので」ということを言っているんですよ。

○望月盛土対策課長

違うでしょ、それは。

○内藤総務局長

これは別のところですか。

○望月盛土対策課長

許可権者は県ではないです。

○内藤総務局長

そういう認識が間違いということですね。場所は今いったところですか。



○望月盛土対策課長

おそらくP盛土のところに、二つの水路があるんですよ。

○望月盛土対策課長

そこは道路の側溝と、開発行為のための側溝と並列になっていて、そこで本来は市の方に管理移管というか、譲渡されなければいけなかったことがしていなかったということです。それが影響して、源頭部に流れ込んでいるんじゃないかと。

○内藤総務局長

発災したところ2メートルすぐ横って、そこなんですか。

○望月盛土対策課長

あります。

○片山廃棄物リサイクル課長

それが、黒い家のところなんですよ。

○杉本砂防課長

黒い家の山側にあるということね。

○片山廃棄物リサイクル課長

それは■■■■が熱海市と今やってるんじゃないなかったでしたっけ。あれ、違いましたっけ。移管する手続きがされてないんでどうのこうのって。それって別でしたかね。

○望月盛土対策課長

手続きまで入っていないんじゃないかな。

○内藤総務局長

許可権者は市ということなんですよ。困りますね、委員会でこう。

○望月盛土対策課長

そういった根拠がない中で、委員会で説明されて、先生から県がやってるのではないかと、いろいろ質問を出されているし、■■■■も県がやっているじゃないかということで質問が来ているんだけど、そもそも我々に情報は何も無い中でどういう設計思想だったのかが分かってなくて。

○内藤総務局長

■■■■とかに対しても皆さんからそういう説明をしてくれてるんですよ。

○福田土地対策課長

聞かれたら答えています。

○杉本砂防課長

自分のところには、流域変更や、鳴沢川から源頭部の逢初川に水が来ているのではという問い合わせが、ずっと昔から来ているんだけど、その中の一つとしてその排水施設、元々容量がないということがいわれていると。それがそもそも側溝の設計に入っていない水も入ってきているということもあるので、それが流下能力不足でオーバーフローして、その水が逢初川に来たんじゃないかということもずっと言っている。だけど自分たちはその断面の大きさなど、全然確認はしていなくて、あくまでも発災した当時の現象として、現地調査をした結果、水があふれた痕跡はなかった、というところを言っている。その写真を求められているので、来週に彼が来るので渡すんですけど、そういう説明をさせていただきます。でも、新聞で、原告からは、それがハゼタという所の写真は提出しているという記事があるんだよね。それを見たいなと思って。原告と県の言い分がちょっと合っていないので、なおさら彼はどっちが正しいんだ、という視点で来ている。だからここは一つのポイントといえばポイントなんだけど。

○内藤総務局長

この報告の中でも、それははっきりさせておいた方がいいですね。

○片山廃棄物リサイクル課長

杉本課長が仰っているのは何でしたっけ。砂防法の観点から対応しているのですか。

○杉本砂防課長

発生原因のメカニズム。

○片山廃棄物リサイクル課長

メカニズムの方ですか。

○杉本砂防課長

そういうところをきちんと検証して。

○内藤総務局長

それが発生原因と思ってますからね。

○片山廃棄物リサイクル課長

この委員会の中では、発生原因です。

○内藤総務局長

この委員会では、発生原因は置いといて、この行政対応がよかったかどうか、排水施設がおかしいのに、しっかり指導したのかということ。それが原因だったか、ならなかったかは別問題です。ただそれが県の権限にないことであれば、しっかり書いていきたい。

○福田土地対策課長

私は以上です。

○内藤総務局長

次、土採取等規制条例。

○清水総務局参事

土採取規制条例は、中々難しいところがある。1ポツ目は、県議会で2回質問があって、答弁がされている。当時の、なかなか論点にするのは難しいところがあるんですが、条例改正に関する考え方が適切であったかどうか。難しいかなと思いつつ書いたところがあるのですが、隣接県の状況調査だとか、情報収集をやった上での話でどうであるのかなど。あとは質問に対して、土の採取は強い規制にはなじまない、地域の課題は地元の市町自ら解決するのがふさわしいという、答弁はされていますが、その考え方が適切であったかを見る必要があるのかなというところで、書いております。あとは神奈川と山梨で、それぞれ強化された県条例が設定されていますが、強化された際の対応が適切であったかどうか、これは改正があったかどうかというのを知り得たかということにも関わってきますから、中々難しいというところがありますが。その辺りが論点になるのかなというところで、書いております。あと、最後の括弧は、提案というか、土採取等規制条例は緩い緩いと言われているのですが、罰則は緩いけれどそうではないということも、明確に書いておいた方がいいのかなと思ったものですから、そういった観点があってもいいのかなというところに入れました。以上です。

○福田土地対策課長

1ポツ目は、難しいんじゃないですかとおっしゃってたとおりで、当時の考え方は、特にこの土の採取は危険なものとして捉えて、規制しようという雰囲気の中でなかったのも、部長の答弁もこうなってしまったのかなと思うんですが、当時、それを客観的にどう捉えていたかという、判断は難しいと思います。

2ポツ目ですけど、当時、あまり情報収集に努めていなかったのかもしれない、それは反省材料として挙げられるかもしれないです。以上です。

○内藤総務局長

1999年以降、神奈川県から静岡県に投棄されるようになったなど動きはあったんですか。

○福田土地対策課長  
あったと思いますね。

○内藤総務局長  
それが客観的に確認できれば、何かやった方が良かったかもしれないとなるのかなど。

○福田土地対策課長  
調べてみます。

○片山廃棄物リサイクル課長  
2ポツ目の後の括弧はどういう取り扱いになってくるんですかね。

○内藤総務局長  
こういうことも書いていた方がいいという。特別委員会で検証委員の先生が、議員の皆さんが、罰則が緩いから、駄目だったとみんな言うんですよね。だから、こういう提言になってしまっているんですけど。それに対して、そうではない、20万とか罰金は少ないけども。措置命令が出せるということで。

○片山廃棄物リサイクル課長  
命令が出せるんだという。検証委員会の先生がいましたよね。

○内藤総務局長  
それをしっかり書くということですね。

○清水総務局参事  
それだけだと弱いつて認めることになってしまう気がするので、決して弱いわけではなく、覚悟を決めるかという部分があるかなと思ったものですから。どんなに強い罰則があったとしても、その権限を行使しない限りは、意味がないものですから、今回検証して改めて何か書いた方がいいかなど。

○内藤総務局長  
ここは難しいかも知れない。

○福田土地対策課長  
そうなんですよね。もっと早く改正できたのではと言われてもその通りとしか言えない。

○清水総務局参事  
土採取の関係ではないですが、廃棄物の関係だとよく神奈川県の人が現地に来たりしているのです。

○内藤総務局長

まずは市が独自に改正ができるように、条例作れるようにした。要は県一律にそういうことをやってしまうとこの弊害がある、ということが当時議論されて、その結果としてこの条例にしたこと説明すれば、その理由が合理的だったら納得してもらえるのかなと思うんですけど。

○内藤総務局長

例えば西の方とかは全くそういったことはない。そこに規制かけてしまうのはどうなのかという議論もあったなどですね。

○福田土地対策課長

中部以西は話が全くとっていいほどなくて、だいたい駿東、富士、富士山周辺に偏る地域性があったので、おそらく、神奈川とか東京あたりが発生源だったと思う。

○内藤総務局長

地域性はあるんですけど、罰則を厳しくしてしまうと、一方で弊害が出てくるという説明ができれば。

○福田土地対策課長

社会活動に影響が出るとかそういうことですね。

○内藤総務局長

厳しくしても、弊害が別になんだったら、それは厳しくしてもよかったと言われてしまうと思います。厳しくすることによって、地域によっては弊害が出てきてしまうということが説明できれば、不適切ではなかったと言えるのか。

○望月盛土対策課長

当時、8市町で条例がある。県の条例以上に厳しくなっているはずなんですが、相変わらず不法盛土が横行していることを考えると、罰則を厳しくしたとしても、効果はあまりないのかということは想像できるけどね。ただ、広域的に静岡県全部を罰則を厳しくしたり、西部がないから条例を作るかという、やっぱり規制というのは、経済活動を制限することなので、必要最小限が大原則。特に盛土は東部しかほとんどなかったもので、オール静岡県ですので、東部を中心に条例を県がつくるというのはできない。だから、市町が中心となって作った実績があるので。そういう意味で、市町の条例を厳しくしていると。実際は、効果がなかったということがあるので、県の条例が甘かったから土が入ってきたという議論にはならないのかなと思いますけどね。

○福田土地対策課長

そうですね。

○内藤総務局長

そういうことも書いてもいいかも知れませんね。結果として、罰則を厳しくすればいいというものではなかったという。清水参事がいったみたいに、命令を出せるかどうかというところに掛かっているのかなって。

○福田土地対策課長

全ては運用次第なんですよ。

○片山廃棄物リサイクル課長

庁内検証委員会の中に書けるかですが、この条例って基本的に市町へ権限を渡しているじゃないですか。それで、ここの場所が、崩れたんですよ。土採取条例で届出が出された場所が崩れているわけで、当時に所管していた市の、いわゆる条例による届出がされてた場所の管理とか指導というところに何か書けないでしょうか。それに関する市の状況が分かったりする情報ってないのかなと。実は我々も、あそこに廃棄物があったという話があったり、その辺りはどうだというのは、この中で、例えば(6)で言おうと思っていたのですが、その前提のところって、要するに法律、法令というか条例がかかっていた場所があるだろうと。そこがきちんとやれば、一緒にうまくやっていたら、何かできたのかなというふうにしたいなと思ってんですけど、この情報が全くないものだから、何か書いておけるといいかなとか思ったんですけど。

○内藤総務局長

土採取の検証については、前にやった検証委員会で検証されてるっていう前提で、今回ここに書くのはあくまでも検証対象となっているのは条例の改正などができなかったのかということを言われている。

○片山廃棄物リサイクル課長

書くとしたらそこで廃掃法が対応したとき、何か書くぐらいのことですよ。

○内藤総務局長

はい。じゃあ、廃棄物処理法。

○清水総務局参事

一番上の全般のところは、さっきも同じですが、廃棄物だけではない。廃棄物のところ  
に書くというより、全体としての論点というところになろうかと思います。次の2ポツ目から4ポツ目まで、廃棄物の場合は、場合分けして書いた方が分かりやすいかなというところ  
で、土地の所有者が██████████だった時代の対応というところ。一番上は公

文書に書いてあった内容を捉えてのことですが、[ ]への指導に当たって、ここが問題だと挙げられている点がありますが、当時、問題と考えていた点が、3ポツ目にも関係してくると思いますが、現時点においても問題点と捉えるような内容なのかという点をち見た方がいいかなということで入れております。3ポツ目、日金の廃棄物の排出事業者を特定するための調査が行われていますが、中身を見ていくと、関係する3社に、18条報告を求めて、本人も含め、3社とも[ ]が排出事業者だと報告をしていますが、それでもなお、排出事業者が不明確という認識を持って、その後対応されているような状況があるので、その対応が適切だったかが論点になるのかなというところで挙げております。

次のポツが、⑥区域に置かれた廃棄物の対応で、所有者としての[ ]に、清潔保持義務への履行を求めて20回以上の電話連絡などがあったかと思うんですが、それに対して、その先の手続きに進んでいないなど、おそらく生活環境保全上の支障というところもあったかと思いますが、先に進んでいないものですから、そのあたりどう捉えていたのかというところが、もう1回確認した方がいいかなというところで挙げております。次に⑥区域を含む土地が、[ ]の所有に変わって以降の対応です。[ ]に所有権が移転して以降、[ ]へのアプローチというより、所有者である[ ]の方に、清潔保持義務の履行を求めてそれを優先しているような状況があるのですが、その対応が適切であったかどうか。そうした結果の[ ]への指導等が下火になっている状況があるものですから、そのあたりも含めて、適切だったかどうかを見る必要があるかなというところで、書いております。

ページをめくっていただいて、次の段階として、[ ]が⑥区域にあった廃棄物を埋め立ててしまった状況があり、その後の対応というところ。埋め立てたことを捉えて単なる所有者という立場から、廃棄物を処理した立場に移行をしている面があるかと思えます。そういうこともあって、指導表を交付したり、面会を重ねたりなどがありますが、その先には進んでいないので、そこが適切であったかを、見る必要があるのかなというところで、挙げております。次の①区域の関係ですが、特別委員会の提言にも関係するところもありますが、①区域に搬入された、木くず混じりの土砂について、木くずを混ぜたのは誰かの特定であるとか、この①区域から⑥区域に移動をされていますが、その⑥区域に移動された後、土砂がどうなったかというか、その辺りが適切であったかどうかというところも確認する必要があるかなというところで挙げております。

その他と書いているのは、県議会の特別委員会の中で、話が出てたと思うものですが、廃棄物関係で侵入路付近に廃棄物とかあったという、状況があるかと思うのですが、廃棄物への対応が適切だったかどうかも見方がいろいろかなというところで書いております。再発防止の観点、特別委員会で提言されたところの、主題というか、主には[ ]がおっしゃってるところですが、廃棄物混じりの土砂だとか、その廃棄物の仮置きと称した、事業者の対応というか、そのあたりへの今後の対応であるとか、そういった事案への関係機関との連携とか、今後の対応というようなところの観点で、今後こういったことが考えられるようなところを、打ち出していく必要があるのかなというところで、挙げたところです。以上です。

○内藤総務局長

はい、御意見ありましたらお願いします。

○片山廃棄物リサイクル課長

全般のところなんですけど、「連携は適切であったか」でいいですね。

○清水総務局参事

はい、いいです。これは全体論の方に。

○片山廃棄物リサイクル課長

あと、確認をしたかったのが、文書に「当該文書を要確認」って書いてあるところは、ここは特定していくようにという、そういうことですか。

○清水総務局参事

これに絡めて、事実関係を拾う必要があるものですから。どれだったかなって全く拾えなかったものですから、分かれば教えてくださいという意味ですね。

○片山廃棄物リサイクル課長

例えば20回以上といってるので、20回以上拾う感じか、主なものになってくるのか。またこの後確認をしてきます。それから、法令の資料を最後に出したのが、一番近いところだったので、修正を加えて、考察を最後に入れたんですが、そこに対して、さらに書くという感じになってくるんですか。

○清水総務局参事

その部分は手を入れるような場面があるかなとは思いますが。庁内検証委員会として、書くところもあるかと思えますから、検証委員会としてこうだというのを書いて、確認していただいて。

○片山廃棄物リサイクル課長

現在で考察でこう書いてあるけれども、今そこはどうだといわれているので。

○内藤総務局長

そうすると、これに置き換えるという案なんですね。あそこを書いていただいたことがほぼ網羅されているつもりではいるんですね。

○片山廃棄物リサイクル課長

はい。書き方とか、いわゆる今の段階だと、廃棄物のところは、結構指導、記録文書が結構あって、基本的には行政対応しているという前提で、他法令よりはやっているという



点は、正直自負してるところがあって。ただ、それに対して、記録とか見ていくと、「いやいや、そこってどうなのかな」という、事後に確認できるようなところがあったり、この時点でターニングポイントになるようなところがあるかなと、それを今論点として出してもらっているの、そこをもう1回考えてねって、そういうことでいいですか。

○内藤総務局長

指導は確かにやっていただいて、結局その先に行けていないというか、それが生活環境保全上の支障というところが引っかかっているんだと思うんですけど。要するに、特別委員会の中で■■■■■は、「命令ができたんじゃないか」と言っているんですね。廃掃法では土地所有者に命令ができるんじゃないかと。前所有者に対しても、今の所有者に対しても、この盛土に関してはというと少し違うかも知れないけれど、措置命令など必要な指導はできたんじゃないかと。

○片山廃棄物リサイクル課長

少なくとも指導をし続けて、未だにあそこには廃棄物が残っているところがあるという、そういうことだと思うんですけど。

○内藤総務局長

要は生活環境保全上支障がないので、それ以上のことはできないということ。でも、それはどうなのかということですね。実際に落ちてしまったわけですから。確かに⑥が落ちたわけではないですよ、だけど、一歩間違えば落ちたかも知れない。あそこのすぐ近くで落ちている訳なので、それは生活環境保全上支障がないと本当にいい切れるのかと。

○片山廃棄物リサイクル課長

①と⑥との関係って、その源頭部と⑥との関係って、どう書けばいいのかなということもありますが。逆にそこに廃棄物が残っていること自体どうだったのか、そういうことで考えていけば、関連性というところで。

○内藤総務局長

私が言いたかったのは、①はそもそも落ちてしまった訳ですよ。そこの廃棄物は取り除かれていたかもしれないけど落ちたと。⑥だって、すぐ近くにありますが。だから、そんな近くで起こっているのに生活環境保全上の支障はないと、どうして判断するのかなという。

○片山廃棄物リサイクル課長

落ちてしまったのは、その時点では、上も当然あって、支障はないという判断でそのままになっているんですよ。

○内藤総務局長

今は⑥は支障がないということですよ。でも、ごく近くで実際落ちてしまったわけで。

○片山廃棄物リサイクル課長

それを今の時点で見るときにどうだったんだということですよ。

○内藤総務局長

例えばもっと言うと、今からでも⑥は危険があると認定して、命令が出せないのかという話。

○片山廃棄物リサイクル課長

そういった視点というか考え、思いが当然出てくるということですよ。

○清水総務局参事

1回止めてもいいですか。

○内藤総務局長

それでは休憩しましょう。

○内藤総務局長

その他何かありますでしょうか。これは、また次回の会議までに修正文案、ここをこう変えたい、これを加えたいなど、削除したいといった話がありましたら、1回清水さんからみんなに照会をして…。

○清水総務局参事

それか、フリーでいただいた方がいいかもしれない。今週中とか。短すぎますかね。

○内藤総務局長

会議の前日まで。

○清水総務局参事

4日の午前中くらいでお願いしてもいいですか。

○杉本砂防課長

この修正もあるけど、ここはこちらから回答する内容もあります。それはいつやるの。

○清水総務局参事

回答は、これを踏まえて検証をやってくときに説明してもらえばいいのかなと思ってい

ます。

○杉本砂防課長

例えば、3つ指摘されている中で、次回はこの前、宿題として出された案件も一緒に答えていくということになるの。

○清水総務局参事

次回はそこまではいい。

○内藤総務局長

それは次回やればいいんじゃないの。

○杉本砂防課長

それにいかないと、本当に論点にするかどうかというところが。今度、半日でやりますよね。

○清水総務局参事

終了時間が確定してるパターンの日程になってしまうので。

○杉本砂防課長

だから、いつも砂防からやらせてもらってるんですけど、場合によっては順番を変える。

○杉本砂防課長

できる法律からやるというのは相談させてください。申し訳ないけど、今、災害対応を優先しなくてはいけけないところもあるので。

○内藤総務局長

砂防からやらなければいけない決まりはないですから。

○杉本砂防課長

僕らは森林と一緒にやっているの、ちょっとそこら辺は、申し訳ない。

○内藤総務局長

できる範囲で、4日までに、何か意見、追加、削除、修正などありましたら、出していたで。それで終わりではないので、次回以降でもいいですから、段々直していきたいと思えます。それでは資料の2について、清水さん説明をお願いします。整理が必要な事項。

○清水総務局参事

これから検証していくというか、この検証報告書として仕上げていくに当たって、一般

の方が見たときに分かりやすくなるようにという観点でもある。

○内藤総務局長

読んでおいてもらえばいいですかね。

○清水総務局参事

そうですね。次回までにお目通しいただいて、次回少し触れられれば、触れるような形でお願いできればと思います。

○内藤総務局長

次第の2ですけど次回の会議について。

○清水総務局参事

先ほど話題になりましたが、9月5日の火曜日の午前中に、お時間をいただけたらと思います。

○杉本砂防課長

9時半からでしたっけ。

○清水総務局参事

そのぐらいのつもりです。また、改めて正式に通知します。

○片山廃棄物リサイクル課長

会場はここですか。

○清水総務局参事

会場はここか隣かどちらかです。

○内藤総務局長

よろしいですね。その他、何か、皆さまから何かありましたらお願いします。

○片山廃棄物リサイクル課長

委員会で分ける資料というか、各委員会のイメージはまだできてないんですか。

○清水総務局参事

これからです。あと、ヒアリングのこともやらなければいけないです。

○内藤総務局長

論点が固まっていないですけど、示させていいただいて、これを検証していくにあたって、

やはりこれとこれを、誰と誰に聞かなきゃいけないというのがあると思うんです。

○福田土地対策課長

少し直しましょうか、この論点に応じて。

○内藤総務局長

そうですね。誰を呼んで何を聞くっていう項目ですね。

○福田土地対策課長

結局呼ぶことにしましたか。

○内藤総務局長

やるということで。それは次回までに出して。

○清水総務局参事

そうですね。都市計画法はやるにして、あとは何法についてどうするのがあります。

○内藤総務局長

都市計画法は先行しているので。

○福田土地対策課長

大量にありますから。

○内藤総務局長

出していただいて、その他の所は見てみて、ここはヒアリングが必要じゃないかというのがありましたら。

○杉本砂防課長

土砂法は考えてみますけどね。

○清水総務局参事

森林とかもですかね。

○杉本砂防課長

砂防はヒアリングは一応やっているのです。

○清水総務局参事

場合によっては結構、ほぼほぼ聞かなきゃいけない。

○内藤総務局長

廃棄物はすごい文書が残ってるので、ヒアリングはいらないと思いますね。もし必要なら課長から担当さんに聞くぐらいでいいかなと。全く公文書がないところは、やっぱり委員会としてヒアリングをやらなければいけない。

○望月盛土対策課長

OBとかもいいですか。

○清水総務局参事

そのOBの方に聞かないと分からないとか、当時の方が退職されているといったことであれば、OBの方にもお声掛けしなきゃいけないような。

○内藤総務局長

そうですね。そこは連絡取って来てもらうしかない。

○杉本砂防課長

うちはまだ現役。

○内藤総務局長

中には退職されてる方がいるかもしれないですね、。

○福田土地対策課長

少なくとも2人はOBです。■■■■は積極的なのでいいんですけど。

○内藤総務局長

では、都市計画法の関係はリストをリニューアルしていただく。

○福田土地対策課長

誰に聞くまで入れた方がいいということですよ。

○内藤総務局長

そうですね。

○清水総務局参事

昨日、望月課長から送っていただいたのを、福田課長に共有します。

○内藤総務局長

それでは、本日の委員会はこれで閉会します。ありがとうございました。